

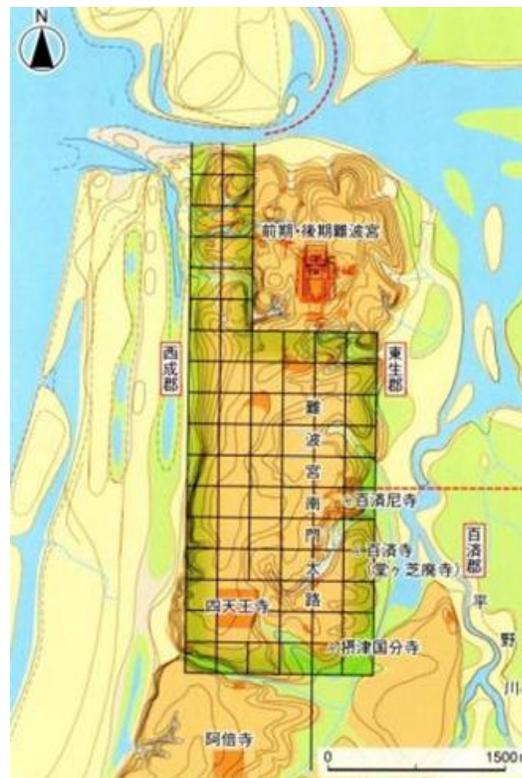
## 伊勢王の時代(5) 伊勢王の改革と「大化の改新・天武の改革」 「赤湊神社縁起」の新たな発見と藤原宮造営中断の実相



養正樂于河波詠但川表兼ら宣可  
然亦仁神詔宣有宣旨則表兼  
交常也元年二月廿四日上洛  
赤湊与旗河波兼故本臥一被副下

痛子年四月若佐国小丹生評

庚子年(七〇〇)四月若佐国小丹生評



# 「伊勢王」についての前回までのまとめ

## 6世紀末から7世紀前半の我が国の統治者の系譜

### 1、『隋書』の阿每多利思北孤（上宮法皇、聖徳太子のモデル）

\*金光3年（572）誕生、端政元年（589）即位、法興元32年（622）2月22日「登遐」

### 2、『隋書』の利歌彌多弗利（多利思北孤の太子、もう一人の聖徳太子のモデル）

\*誕生年不詳。仁王元年（623）即位、命長7年（646）崩御。

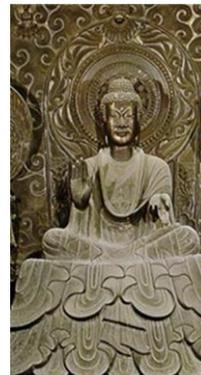
### 3、『書紀』の伊勢王（いせのおおきみ）（632年に高表仁と礼を争った利歌彌多弗利の王子）

\*誕生年不詳。常色元年（647）即位、白鳳元年（661）崩御。

『書紀』に「薨去」とあり「薨」は3位以上か「他国の王の逝去」に用いられる用語。薨去年に九州年号が改元。崩御以降『書紀』に683～688までに7回記事あり。重要な事績が記される。

（**34年前**）683→649（常色3年）～688→654（九州年号白雉3年）=**伊勢王の時代**にあたる

**伊勢王の事績が『書紀』では34年繰り下げられて天武・持統の事績とされた**



## これまで述べた伊勢王の主な事績

647小郡宮造営、礼法・七色十三階の冠制定、氏姓改革（「連」賜姓）、利歌彌多弗利の法要挙行。648難波都城予定地視察。649評制施行、難波複都詔出す。650「八色の姓」制定、朝臣賜姓。652白雉改元、難波宮完成。654～655蝦夷朝貢。657～658牟婁湯行幸、有間皇子誅殺。655～661佐賀吉野行幸

## 本日の話

### 1、伊勢王の機構改革（八省百官）と宗教改革（十師等任命）

### 2、「赤湊神社縁起」の新たな発見

### 3、藤原宮造営中断の実相

# 六世紀末から七世紀当初の我が国の統治者「多利思北孤と利歌彌多弗利」

『日本書紀』：推古女帝と、推古から「悉く政を委ねられた」厩戸皇子。通説では厩戸皇子は法隆寺釈迦三尊像光背銘に記す「上宮法皇」であり、「日出る処の天子」を自称し、遣隋使を派遣した「阿每多利思北孤」だとする。

『隋書』：倭王「阿每多利思北孤」：①太子は「利歌彌多弗利」で、厩戸皇子の山背大兄王等と名が異なる。②倭国は光武帝から金印を下賜された倭奴国の後継国で歴代の中国王朝と交流。③阿蘇山があり、温暖で冬も暖かく水多く陸少ない国。

→倭国は「九州の国」乃ち九州王朝で**多利思北孤はヤマトの厩戸皇子ではない。**

『法隆寺釈迦三尊像光背銘』「上宮法皇」：①「法興年号」を用いる。②「鬼前（きぜん）太后」と「干食（かんじき）皇后がいる。③法興32年（622）2月22日に登遐。

**上宮法皇は厩戸ではなく多利思北孤**：①厩戸皇子は「法皇」になっていない。②「法興」年号を用いない（推古朝の天皇家に年号はない）③鬼前・干食といった母・妻はいない（母は間人皇女、妃は菟道貝蛸皇女）。④621年2月5日に薨去。

「多利思北孤」①煬帝に「仏法を興した天子」を自称。略すと「法興」②『法華義疏』の聖徳太子の自署に「大委（たみ）上宮王」、これは「倭」と同じ。**「聖徳太子のモデル」も多利思北孤**①太子が執政したのは18歳端政元年（589）で、厩戸が摂政として万機を委ねられたのは693年。②『聖徳太子伝記』等で太子の生涯は金光三年（572）誕生など九州年号で記される。

**多利思北孤の次代は利歌彌多弗利**：多利思北孤には利歌彌多弗利という太子がおり、上宮法皇にも臨終の枕頭に王子がいた。多利思北孤が上宮法皇ならこの王子は利歌彌多弗利で、上宮法皇の登遐の翌623年に九州年号が「仁王」に改元されているから次代の九州王朝の天子は利歌彌多弗利となる。**利歌彌多弗利はもう一人の聖徳太子のモデル**①聖徳太子没後に「聖徳年号（629～634）」が存在。②「南岳禪師後身説話」南岳禪師（慧思。514～577）は聖徳太子に転生。しかし聖徳太子の誕生は572または574だから、「南岳禪師の生まれ変わりの太子」はその後に生まれた利歌彌多弗利となる。

**高表仁と「礼」を争った王子**：利歌彌多弗利には632年に唐の使者高表仁と「礼」を争った王子がおり次代の天子と考えられる。

# 常色の天子「伊勢王」の誕生

利歌彌多弗利は九州年号命長7年（646）に薨去。翌647年に九州年号が「常色」に改元

**利歌彌多弗利の健康の悪化と崩御**：①632年の唐の使節への対応を王子に任せる。②640年九州年号が「命長」に改元。5月に僧惠穩等による大々的な無量寿経の講話が行われる。③『善光寺縁起集註』に命長7年（646）の年号が入った、善光寺如来への「我が済度を助けたまえ」との願文がある。④翌647年に九州年号が「常色」に改元される。

常色元年（647）に即位した九州王朝の天子は「伊勢王」

『書紀』には「伊勢王」が重要な役割を果たしたことが、白雉元年（650）～持統2年（688）の39年間に10回記される。薨去後も7回活躍が記される。

① 白雉元年（650）2月	伊勢王は白雉改元の式典で白雉の輿を担ぐ。	⑥ 天武14年（685）1月	伊勢王らはまた東国に向う。
② 斉明7年（661）6月	伊勢王が薨去する。九州年号「白鳳」改元。	⑦ 朱鳥元年（686）1月	伊勢王は高市皇子と共に無端事（あとなしこと）に答え褒賞を得る。
③ 天智7年（668）6月	伊勢王と其の弟王が相次いで薨去する。官位不明。	⑧ 朱鳥元年（686）6月	伊勢王は飛鳥寺に遣され僧侶に（*天武の）病平癒を祈願。
④ 天武12年（683）12月	諸王五位の伊勢王は天下を巡行し、諸国の境界を定める。	⑨ 朱鳥元年（686）9月	浄大肆伊勢王は（*天武の）殯の儀で、諸王を代表して誄す。
⑤ 天武13年（684）1月	伊勢王は諸国の境界を定める。	⑩ 持統2年（688）8月	浄大肆伊勢王は（*天武の）葬儀を主催する

①「薨」は、律令制で皇太子や大臣を含む親王や三位以上の逝去に用いられる。→「例外」他国の王『旧唐書』には倭国(九州王朝)と日本国（大和朝廷）は別国。②各国の領域（境界）を定める権限は天子・大王。③即位年の常色元年に「七色十三階の冠を制る・礼法を定める」とあり、これは天子の権限。「常色」はこれにふさわしい年号で、九州年号の意味と事績が一致。→**伊勢王は九州王朝の天子であることを示す**

『書紀』で「34年繰り下げ」られた伊勢王の事績

④～⑩までの事績の解説は別途述べる

# 伊勢王の機構改革（八省百官）と宗教改革（十師等任命）

天武12年（683）3月に僧正・僧都・律師が任命される

◆天武12年（683）3月己丑（2日）に、僧正・僧都・律師を任（ま）けたまふ。因りて勅して曰はく、「僧尼を統（す）べ領（おさ）むること法の如くにせよ」と云々。【34年前は『書紀』大化5年（649）・常色3年】→『書紀』では大化元年（645）に「十師（とたりののりのし）」を任命し、「寺主」が選ばれ、各地に寺社を建立する旨が詔されている。\* 実際は常色元年（647）の伊勢王の事績。『書紀』では九州年号白雉元年（652）の白雉改元を「2年繰り上げ」650年としている。その結果常色（647～651）も「玉突き」で「2年繰り上げ」られ、常色元年（647）の「十師」任命記事が大化元年（645）に記されたと考えられる。

◆『書紀』大化元年（645）8月癸卯（8日）（略）沙門狛大法師・福亮・惠雲・常安・靈雲・惠至・「寺主」僧旻・道登・惠隣・惠妙を以て「十師」とす。別に惠妙法師を以て百濟寺の「寺主」とす。此の十師等、能く衆の僧を教へ導きて釋教を修行（おこな）ふこと、要ず法の如くならしめよ。凡そ天皇より伴造に至るまでに造る所の寺、営ること能（あたは）ずは、朕、皆助け作らむ。今、寺司等と寺主を拜（め）さむ。諸寺を巡り行きて、僧尼・奴婢・田畝の實を驗（かむが）へて、盡（ことごと）に顯（あき）らめ奏（まう）せ。即ち来目臣（闕名）・三輪色夫君・額田部連甥を以て、法頭とす。

『書紀』の大化5年（649）には「八省百官」が設置・任命される

◆大化5年（649）正月是月。博士高向玄理（くろまる）と釋「僧旻（みん）」とに詔して、八省・百官を置かしむ。『書紀』では大化元年（645）に「十師」が任命されたことになっているが、朝鮮の史書『海東諸国紀』（申叔舟、1471年）では常色3年己酉（649）に「八省百官」と「十禪師寺」が同時に置かれたと書かれている。

◆『海東諸国紀』孝徳天皇皇極同母弟元年乙巳（645年）《用命長》。3年（孝徳3年のこと）丁未（647）改元常色。3年己酉（649年常色3年）初置八省百官及十禪師寺。6年壬子（652年常色6年）改元白雉。在位10年寿39。（「九州年号」使用は利歌彌多弗利と伊勢王を想定）『諸国紀』の「十禪師寺」とは、647年に任命された十師による「僧正・僧都・律師の選任＝僧綱（そうごう）制定」をいうと考えられる。天武12年（683）の僧正・僧都・律師任命も、実際は34年前の常色3年己酉（649）のことだった。

649年は全国に「評制」が敷かれた年にあたり、「八省百官」の任命はこれに伴う施策としては当然のこととなる。評制・八省百官・十禪師寺は多利思北孤以来の「宗政一致」の統治を目指す九州王朝伊勢王の施策だった。

# 「赤瀧神社縁起」の新たな発見

## 不自然な天武9年（680）の天皇・皇后病平癒記事

**天武9年（680）11月癸未(12日)**に、皇后、体不予。初めて薬師寺を興つ。一百僧を渡（いへで）せしむ。是に由りて**安平**（い）ゆる。丁酉（26日）に、天皇、病したまふ。因りて一百僧を渡せしむ。俄（しばらく）ありて**愈えぬ**。辛丑（30日）に、**臘子鳥**（あと）**天を蔽**（か）**して東南より飛び**て、西北に渡る。→『書紀』で天皇の病は崩御につながり、すぐ治る例はない。→臘子鳥飛来は筑紫大地震の「凶兆」→すぐ治った皇后の平癒祈願に薬師寺建立は不自然。

## 善光寺如来に「済度と加護」を願う内容の願文

『善光寺縁起集註』：御使 黒木臣 名号称揚七日巳  
此斯爲報廣大恩 仰願本師彌陀尊 **助我済度常護念**  
**命長七年（646）**丙子（\*丙午の誤り）二月十三日 進上  
本師如来寶前 斑鳩厩戸勝鬘上（「勝鬘」は婦人・皇后を示す）

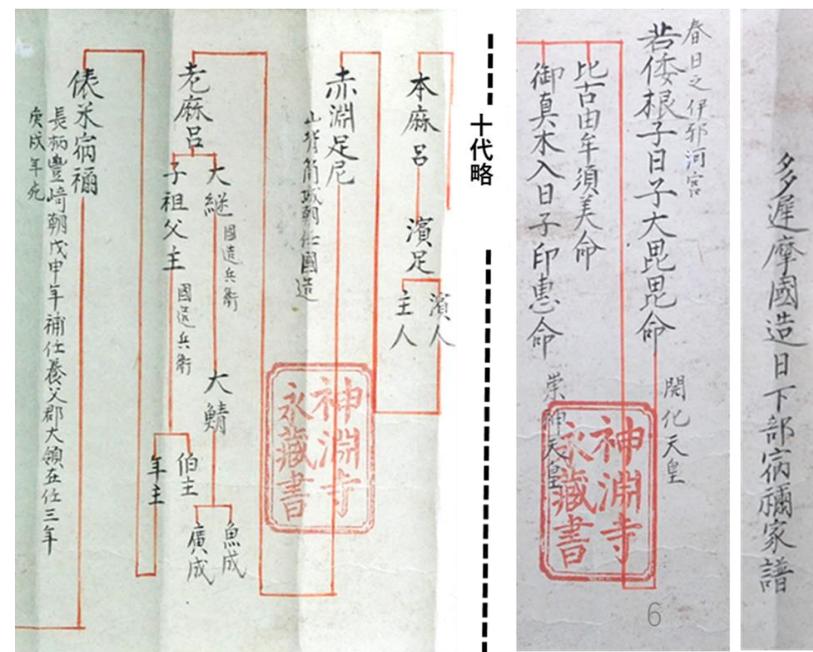
34年前の646年の利歌彌多弗利と皇后の病は治癒せず、共に逝去した。臘子鳥飛来は「凶兆」

## 「常色元年」に利歌彌多弗利の法要や新天子・伊勢王の即位神事があつたはず

## 「赤瀧神社」縁起が利歌彌多弗利の法要と伊勢王の即位神事を示していた

「赤瀧神社」（兵庫県朝来市和田山町枚田2014）は『延喜式神名帳』には「但馬国 朝来郡鎮座。祭神は大海龍王神 赤瀧足尼（あかぶちすくね）の神 **表米宿禰**（ひょうまいすくね）の神」とある。社伝によると、開化天皇を祖とする日下部宿禰氏に属し、継体代に国造となった赤瀧足尼の逝去をうけ、継体25辛亥年（531）（九州年号なら磐井（日本天皇崩御の翌年「教到元年」にあたる）9月に創建。表米宿禰は系図では足尼の五代目で、「長柄豊崎朝戊申年（648）補任養父郡大領在位三年庚戌年（650）卒」とある。赤瀧神社の縁起は、「常色・朱雀・白鳳」などの九州年号が記されていることでよく知られている。

## 赤瀧神社蔵『日下部宿禰家系図』



赤瀨宮ニ  
神瀨寺  
受目下部之代神奉祀赤瀨大明神根  
本者 惟ツルシニハ心月氏震旦者大國也吾朝大

夫れ日下部の氏神と祝奉る赤瀨大明神の根本は、惟以て月氏震旦国者大國也。吾朝大

后之人王子一人孝德天皇御即位時  
五畿内定京之坊門町定田所陰定絹  
布之始定年号也常色元年丁未

后三人王子一人孝德天皇御即位時五畿内定京之坊門町定田町段定絹布正端定年号也常色元年丁未

奏神樂于河波詠但州表米宮可  
然亦仁神詠宣有宣旨則表米  
宮常色元年二月十四日上洛  
宝劍与旗注御簀紋木瓜  
一被副下

奏神樂于時被流丹州表米宮可然而任御託宣有宣旨則表米宮常色元年二月十四日上洛 □宝劍与旗注御簀紋木瓜 一被副下

守王城向東奉祀赤瀨大明神此宮滅檀  
那亦同前有誓而常  
色元年六月十五日在還宮為修理祭礼丹後与佐郡丹波

守王城向東奉祀赤瀨大明神此宮滅檀那亦同前有誓而常色元年六月十五日在還宮為修理祭礼丹後与佐郡丹波

屋庄并澤庄糸并糠部波寄十八日又  
卯日夕縁日十二之信信祿直祿之十  
二人交奴祿家香不断也知貝於社以

常色元年(六四七)六月十五日在還宮為修理祭礼・十五日  
又卯日定縁日十二之御僧禰宜神主十二人宮奴神前祭不断  
也納見於社頭

鴻為先船之知邊常色元年十一月三日  
日本地寄御座船給今之船無人而是迄

島為先船之知邊常色元年十一月三日本地御座船寄給今  
之船無人而是迄

神祕氏中之秘密也表米朱雀元年甲申(六八四)三月十五  
日崩御朝子軍久世田

谷有別御諱也扱亦表承宮者  
朱鳥元年丙戌三月十五日被

為在遠行便奉葬朝来郡久世

赤湊神社縁記校本押印下『書紀』に合わせて書き換えら  
れている(塗りつぶしの下に雀・甲申とある)

于時天長五年三月十日

『赤淵大明神縁起記』永祿三年庚申六月六日大円山新月禪師寺による写本

孝徳天皇御即位時五畿内定京之坊門町定大小郡田之町段定絹布之足端定年号常色元年丁未

孝徳天皇御即位時五畿内定京之坊門町定大小郡田之町段定絹布之足端定年号常色元年丁未

赤淵神社蔵 『日下部宿禰家系図』

多遲摩國造日下部宿禰家譜

春日之伊邪河宮

若倭根子日子大毘毘命

開化天皇

比古由牟須美命

御真木入日子印惠命

崇神天皇

赤淵寺 永藏書

十代略

本麻呂

濱足

濱人 主人

赤淵足尼

山背角城朝任國造

赤淵寺 永藏書

老麻呂

大繼

國造兵衛

大鱈

子祖父主

國造兵衛

伯主

年主

廣成

魚成

俵采宿禰

長柄豊崎朝成申年補任養父郡大領在任三年 庚戌年死

『赤瀨表米両大明神略縁起』\* 赤瀨大明神は御幸姫といひ、**天武天皇白鳳九年(680)に遷化**。後に大海竜王神と号すとあり、表米宿祢は赤瀨大明神の股肱の臣とある。

『但州朝来郡牧田郷内高山 赤瀨大明神 表米大明神』『常色三年丁未六月十五日遷(遷)宮アリ』**「丁未」は六四七年で常色元年**  
**: 持統天皇朱雀三年己丑三月十五日(己丑は持統3年(689))**

赤瀨表米両大明神畧縁記  
 但馬國朝来郡牧田村鎮守 赤瀨大明神者式内之神社也傳曰 赤瀨大明神者古神為世假現者而託大織冠錄足公之侍女胎以 皇極天皇三年誕生矣為氷上姬五百重姬等之妹也名曰御幸姫神智英才生知武舌長推賊軍立功多矣 天武天皇恩遇優渥明神有一子則 天武天皇之胤也稱曰若宮也 赤瀨明神以 白鳳九年戡化于牧田村國人尊崇為明神始祝稱曰大海龍王神後以地名為号奉稱 赤瀨大明神矣表米大明神者 赤瀨大明神股肱之臣也姓曰日下部一世中功烈多矣其墳塋在千久世田村加納園後人勸請之令列于 赤瀨明神之

但州朝来郡牧田郷内高山  
 赤瀨大明神  
 表米大明神  
 一 赤瀨大明神八人王三十七代孝德天皇ノ王子表米親王ノ建立常色三年丁未六月十五日遷宮アリ御神躰極秘日下部表米一統ノ氏神ナリ  
 一 表米大明神 持統天皇朱雀三年己丑三月十五日同郡久世田賀紐が園に遷去し玉一則願命ニ仕

# 「赤瀧神社縁起」の新たな発見

「大化」でなく「常色」が正しい年号

繰り上げられた「九州年号大化」と「常色」との融合

后三人王子一人孝徳天皇御即位時五畿内定京之坊  
門町定田町段定絹布疋端定年号也常色元年丁未

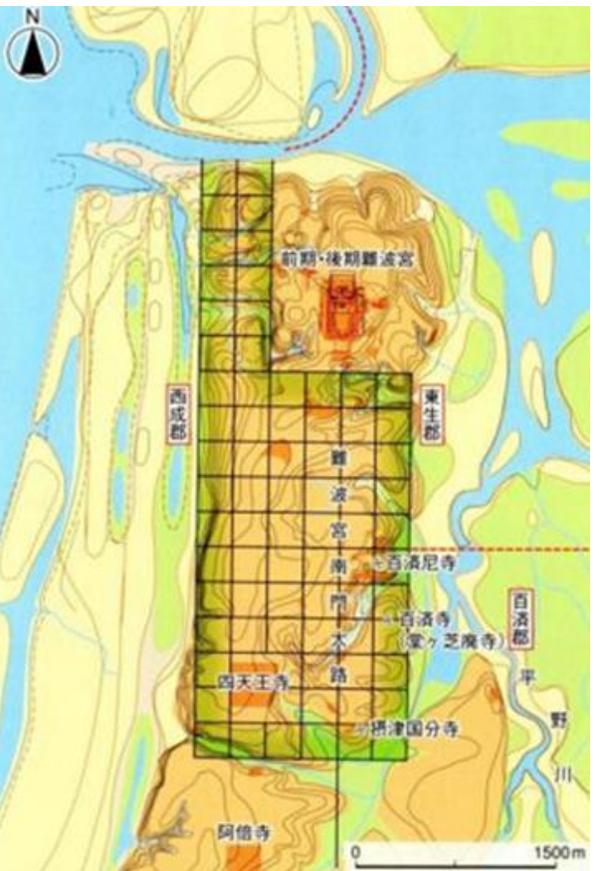
后之人王子一人孝徳天皇御即位時  
五畿内定京之坊門町定田町段定絹  
布疋端定年号也常色元年丁未

①孝徳天皇御即位時五畿内定京之**条坊**門町定田町段定絹布之疋端**定年号也。常色元年丁未。**

→孝徳天皇の御即位の時に、五畿内に、京の条坊・門町を定め、田町段を定め、絹布の疋端（反）を定め、年号を定めるなり。常色元年丁未（\*647年）。

→孝徳が「定めた年号」は、『書紀』に基づけば「大化3年」と書くところ「常色元年」と九州年号で記される。これは、「孝徳時代」に制定された年号は「大化」ではなく「常色」であることを示すもの。「九州年号大化」は695年～700年までで、大和朝廷の「建元」した「大宝（700～703）」に続く。「大化」年号も正しいのは九州年号であり、『書紀』は「50年繰り上げた」ことになる。

→これは年号とともにその間の事績が『書紀』大化（常色）期間に繰り上げられ、伊勢王の改革と「融合」された可能性を示す。



【2つの大化・2つの条坊都市・2つの畿内】従来「持統時代の朱鳥年間（686～694）に造営・大化元年（695）に完成した藤原宮」が我が国初の条坊都市とされたが、「伊勢王時代の常色年間（647～651）に造営・白雉元年（652）完成の難波宮」にも条坊が発見され、藤原宮に先行する「条坊都市・難波京」だったことがわかった。藤原宮と難波宮を重ね、難波宮造営を天皇家の事績に見せたことになる。

# 「赤渕神社縁起」の新たな発見—『縁起』と『書紀』を合わせれば見えてくる事実

②『縁起』表米宮可然任御託宣有宣旨即表米宮常色元年二月十四日上洛□宝剣与旗注御簀紋木瓜一被副下  
→表米宮は**宣旨により常色元年（647）2月14日に上洛**し、宝剣・旗印・御簀・木瓜紋を下賜される。これは祝事

『書紀』**天武10年（681）正月壬申（2日）**、幣帛（みてぐら）（\*神への捧げもの）を諸の神祇（じんぎ）（\*天つ神と国つ神）に頒（あかちまだ）つ。癸酉（3日）、百寮の諸人朝廷拜（みかどおがみ）（\*朝廷に参拝）す。丁丑（7日）・・大山上**草香部吉士大形**に小錦下位を授け、仍りて**姓を賜り難波連と曰ふ**。→**681年1月「壬申」を34年前の常色元年（647）に移せば、1月に「壬申」は無く2月15日「壬申」となる。**

## 1 表米宿禰は「幣帛を賜る」ため「宣旨」により常色元年2月14日に上洛

表米宮（宿禰）は宣旨を受け2月14日「辛未」に上洛、2月15日「壬申」に「幣帛」を賜り、2月16日に「百寮の諸人とともに朝廷に伺候した」ことになる。

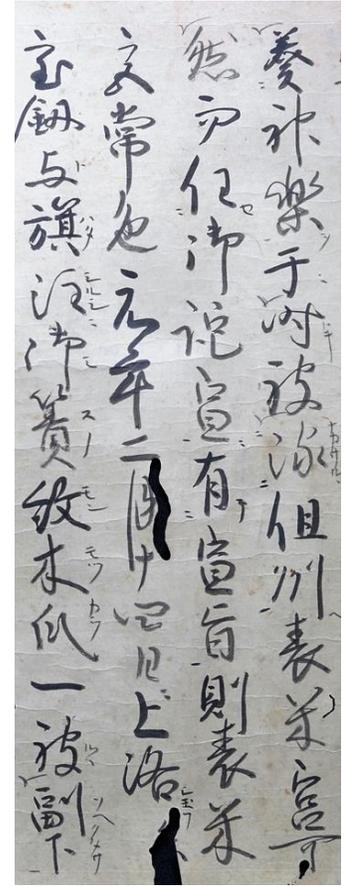


## 2 「なぜ恩賞か？」—表米宿禰は日下部の一族として恩賞を得た

草香部吉士大形が位階と難波連姓を授けられた681年1月「丁丑」（7日）は、647年2月「丁丑」20日となる。**表米宿禰は「日下部氏」**だから、この時に日下部一族として「伊勢王」より剣と旗注・御簀に「木瓜紋」を賜ったことになる。（日下部氏の家紋は木瓜）

## 3 天武10年の賜姓は34年前の常色元年（647）の伊勢王即位時の事績

那尔波連公木簡が示す「難波連賜姓」記事の34年繰り下げが「縁起」から確認できる。天武10年4月12日庚戌に錦織造小分ら14人に、12月に2人に「連」を賜姓しているから、**天武10年の賜姓記事全体が34年前の常色元年（647）の伊勢王の事績**となる。



五三八年から六六〇年まで百済の首都だった扶余（百済時代は泗泚）出土の「那尔波連公（難波連公）」木簡。



# 「赤渚神社縁起」の新たな発見—『縁起』と『書紀』を合わせれば見えてくる事実

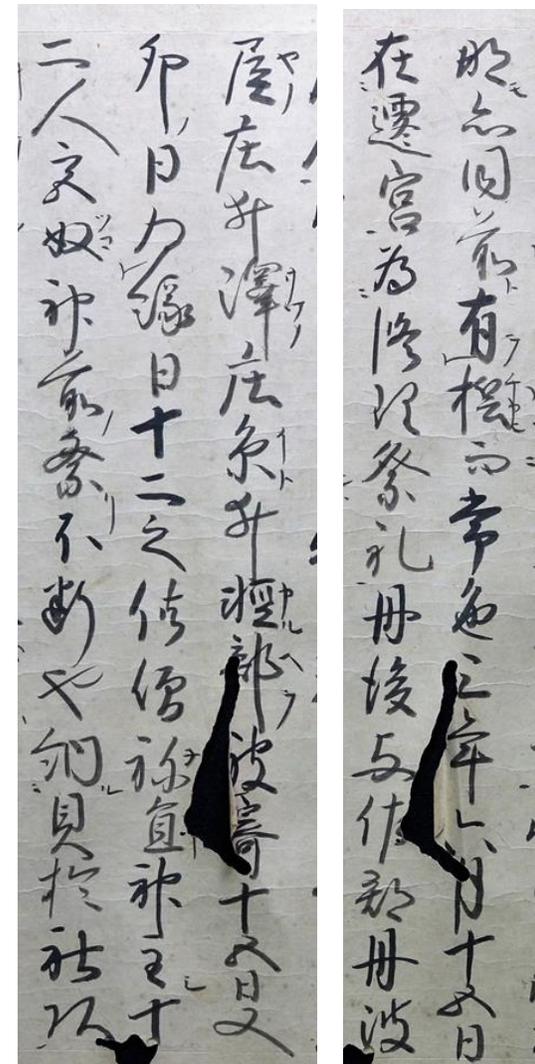
◆『書紀』天武10年（681）1月己丑（19日）に、畿内及び諸国に詔して、天社地社の神の宮を修理（おさめつく）らしむ。（647年では3月3日己丑）

③『縁起』常色元年（647）六月十五日在還宮為修理祭礼…十五日又卯日定縁日十二之御僧禰宜神主十二人宮奴神前祭不断也  
→常色元年六月十五日還りありて宮の修理・祭礼を行う。…十五日また「卯の日」を縁日と定め12の僧・禰宜・神主宮奴、神前で祭礼を絶やさず。（なぜ「卯の日に祭礼」？）

「皇祖の御魂を祭る」とは「利歌彌多弗利の法要・祭礼」のことだった

『書紀』天武10年（681）5月己卯（11日）に、「皇祖（すめおや）の御魂を祭る」とあり、岩波『書紀』注は「祖先に当る歴代の天皇とする説、天皇の祖父の彦人大兄皇子とする説、神武天皇とする説等がある。」とし、結局通説でも、「皇祖」とは誰か何故この時期に祭るのか不明。  
→647年だと「己卯」は5月に無く6月24日「己卯」となる。『縁起』に「卯の日を縁日と定め祭礼を行う」とあり、表米宿祢は647年6月15日に宮に帰り、「修理（宮を整える）」などの準備をして、24日の「己卯」に、全国的に実施された「皇祖」「利歌彌多弗利」の法要を行ったことになる。

恒州朝来郡牧田郷内高山 赤渚大明神 表米大明神 常色三年丁未六月十五日迁（遷）宮アリ 丁未は六四七年で常色元年



このように天武10年（681）の神事・祭礼等の記事を、「干支」を保存し「34年繰り上げ」れば、『縁起』の九州年号記事の日付や内容と整合する。こうした天武10年記事は34年前の常色元年（647）の利歌彌多弗利の法要から「繰り下げられたもの」だった。

# 「赤渕神社縁起」の新たな発見—『縁起』と『書紀』を合わせれば見えてくる事実

## 大解除と皇后の説法も利歌彌多弗利の法要

『書紀』では天武10年7月丁酉（30日）に「天下」に**大解除の祭事**が盛大におこなわれ、翌閏7月壬子（15日）には皇后が経を京内諸寺で説かせている。大解除は『延喜式』に「六月晦大祓、十二月此准」とあるように6月の晦日が通例だが、ここでは7月30日で、何等か特別の事情があったと考えられる。また、**何故皇后は京内での大規模な説法を行ったのか不明**だが、これも「『皇祖』**利歌彌多弗利の一連の法要**」だと考えれば大解除や説法の意味が分かる。

◆7月丁酉（30日）に、天下に令して悉に大解除（おおはらへ）せしむ。當此の時に当りて、國造等、各祓柱（はらえつもの・人柱か）奴婢一口を出して解除ふ。閏7月壬子（15日）に、皇后、誓願して大に齋（をがみ）して、経を京内諸寺に説かしむ。\*647年では7月13日（丁酉）と7月28日（壬子）で本来の**旧暦のお盆「盂蘭盆会」は7月13日から15日**。（新暦換算の旧暦盆は毎年変わる）

**大解除や説教法は前年に崩御した利歌彌多弗利の法要が34年繰り下げられたものだった。**

伏見稻荷茅の輪くぐり



上賀茂神社人形流し



## 新羅の伊勢王即位の祝賀使の「筑紫来朝」も繰り下がっていた

④常色元年九月三日忽平悪鬼→常色元年（647）9月3日に悪鬼を平らげる。

⑤先船之知辺常色元年十一月三日本地御座船寄給（**647年11月3日は「乙酉」**）→先船の知辺と常色元年11月3日（乙酉）この地（\*日本の地）に御座船を寄せ給う。◆『書紀』**681年10月20日（乙酉）**新羅、沙喙（とく）一吉漉金忠平・大奈末金壹世を遣して調貢る。12月甲戌（10日）**筑紫で新羅の客を饗へる**。**647年では11月3日（乙酉）**となり、新羅使節の来朝と『縁起』の「本地御座船寄給」と一致。これは本来伊勢王の即位祝賀で「筑紫」に来朝した記事だったと思われる。⑥表米**朱雀元年（684）甲申三月十五日崩御**

# 藤原宮造営中断の実相—天武紀に繰り下げられた伊勢王の難波宮造営

## 藤原宮・藤原京造営一時中断説

藤原宮・藤原京の造営は、従来説では『書紀』に藤原宮の語が見える持統4年（690）から始まったとされていたが、現在は、藤原宮出土木簡や、『書紀』記事から「天武時代」に始まり、天武や草壁皇子の逝去で一度中断し、持統4年に再開されたとの説が有力。



## 「中断説」で天武時代の「藤原宮・京造営」とされる『書紀』の記事

- 1、飛鳥の藤原の地は、**天武5年（676）に「新城」と呼ばれ造都計画を立てられるが、実行には至らず。**  
◆『書紀』天武5年（676）是年。**新城**に都つくらむとす。限りの内の田園は、公私を問わず、皆耕さずして悉に荒れぬ。然れども遂に都つくらず。**【34年前は命長3年（642）】**
- 2、**天武11年3月**に再び造都を企画し、**「新城」に臣下を派遣し、天武自らも行幸。**  
◆天武11年（682）3月甲午朔に、小紫三野王及び宮内官大夫等に命して、**新城**に遣して、其の地形を見しむ。仍りて都つくらむとす。（略）己酉（16日）、**新城**に幸す。**【34年前は常色2年（648）3月14日甲午、29日己酉】**
- 3、**天武12年（683）に「複都詔」が発せられる。**  
◆『書紀』天武12年（683）12月庚午（17日）（略）又詔して曰く、凡そ**都城・宮室、一処に非ず、必ず兩参（ふたつみつ）造らむ。故、先づ難波に都造らむと欲す。是を以て、百寮の者、各往（まか）りて家地を請（たま）はれ。【649年11月29日庚午】**
- 4、**天武13年（684）2月**に造営関係者を畿内に派遣、**「造都予定地」を占視させ、3月に宮室の地を決定。**  
◆『書紀』天武13年（684）2月庚辰（28日）に、浄広肆広瀬王・小錦中大伴連安麻呂、及び判官・録事・陰陽師・工匠等を**畿内に遣はし**、都つくる地を視占（み）しむ。是の日に、三野王・小錦下采女臣筑羅等を信濃に遣し、地形を看しむ。是の地に都つくらむとするか。3月辛卯（9日）、**天皇京師に巡行（あり）きて、宮室の地を定めたまふ。【650年2月11日庚辰、22日辛卯】**

**天武の崩御（686）・草壁皇子の逝去（689）により造営は中断**

# 藤原宮造営中断の実相―持統4年に新たに着手された藤原宮造営

## 藤原宮・京造営再開

天武紀の宮の名称：「都・新城」、持統紀の名称：「新益京・藤原宮」

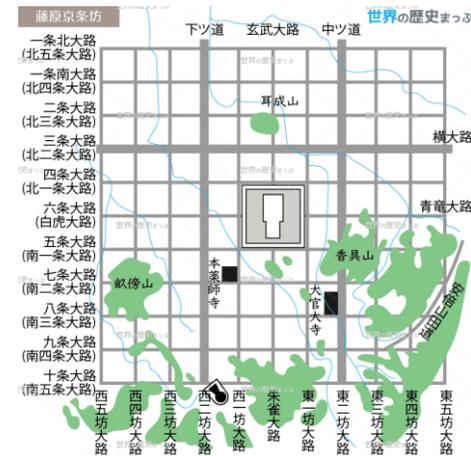
5、藤原宮・京の造営が再開されるのは持統4年（690）で、10月に高市皇子が「藤原の宮地を觀て」、11月に持統が「藤原に幸（みゆき）して」宮地を觀る。**藤原の初出**。以後**藤原京は「新益（あらまし）の京」と記される**。◆持統4年（690）10月壬申（29日）に、高市皇子、藤原の宮地を觀（みそなは）す。11月辛酉（19日）に、天皇、藤原に幸して宮地を觀す。

6、持統5年（691）10月には使者による「**新益の京**」の地鎮祭が挙行され、同6年（692）正月の持統の「京の路」の視察を経て、5月には難波王らによる地鎮祭と、奉幣使による諸神への「新宮」の報告がおこなわれる。

◆持統5年（691）（朱鳥6年）10月甲子（27日）に、使者を遣して、**新益の京**を鎮め祭らしむ。  
◆持統6年（692）（朱鳥7年）正月戊寅（12日）に、天皇、**新益京の路**を觀す。5月丁亥（23日）、淨廣肆難波王等を遣して、藤原の宮地を鎮め祭らしむ。庚寅（26日）に、使者を遣して、幣を四所の伊勢・大倭・住吉・紀伊大神に奉らしむ。告すに新宮のことを以てす。

7、その後、持統7年（693）（朱鳥8年）8月にも持統は藤原宮地に行幸し、持統8年（朱鳥9年）12月に藤原宮に遷居する。

◆持統6年（692）6月癸巳（30日）に、天皇、藤原の宮地を觀す。◆7年（693）8月戊午朔に、藤原の宮地に幸す。◆8年（694）12月乙卯（6日）に、藤原宮に遷り居します。



10坊10条の小澤毅復元案

天武紀の1から4の記事は「天武による藤原宮造営の着手」少なくとも「造営計画の着手」記事であり、藤原宮の宮殿の中軸付近の地層を縦断して穿たれていた、幅6m～10m、深さ2mの運河（SD1901A）から、天武11年～12年の干支入り木簡が出土していることなどもこれを裏付けるとされている。（この点後述）

# 「複都詔」は「天武紀の宮」は藤原宮・京ではないことを示す

## 疑いえない難波宮の652年完成

『書紀』は651年の大晦日に遷居し、翌652年9月に宮が完成したと記す

◆『書紀』白雉2年（651）12月の晦に、味経宮（あじふのみや）に、二千一百余の僧尼を請せて、一切経読ましむ。是の夕に、二千七百余の燈を朝（みかど）の庭内に燃して、安宅・土側等の経を読ましむ。是に、天皇大郡より、遷りて新宮に居す。号けて難波長柄豊碕宮と曰ふ。◆『書紀』白雉3年（652）九月に、宮造ること己に訖りぬ。其の宮殿の状、殫（ことごとく）に論ふべからず。12月の晦に、天下の僧尼を内裏に請せて、設斎して大捨（かきう）てて燃燈す。→**難波宮跡出土の「戊申年」（648）の紀年銘木簡**や、木柱の年代が7世紀前半（年輪セルロース酸素同位体比法による）とされることもこれを裏付ける。



## 天武紀の「複都詔」は34年前の伊勢王の「難波宮造宮詔」

藤原宮の記事ではありえない

ところが**天武12年（683）12月庚午（17日）の「複都詔」**には「**まず難波に都造らむ**」とあり、難波宮が652年に完成していることと矛盾する。通説は「天武時代に改築・改装されたもの」とするが（「複都制の詔による難波宮の改造プラン」重見泰『律令制都城の形成』（檀考研紀要2018年）など）、「百寮の者、各往（まか）りて家地を請（たま）はれ」とは、臣下の居館の配置を決定するもので、新たな宮の造成時の詔。34年前は**【649年（常色3年）11月29日庚午】**で**難波宮完成の3年前で建設工程と整合する。**

そうであれば、天武11年（682）庚辰（28日）の「諸臣を**新城**に派遣し地形を調査、自ら**新城**に行幸した」とは「**伊勢王による難波宮の調査と行幸**」で**648年（常色2年）2月11日庚辰**のこと、これを踏まえて649年11月29日に「複都詔」が出された。そして、天武13年（684）3月辛卯（9日）の「**宮室の地**を決定」とあるのは「**伊勢王による難波宮の位置決定**」で、**650年（常色3年）2月22日辛卯**のこととなる。そして、**1、648年難波宮予定地調査・視察、2、649年複都詔で難波造都決定、3、難波宮（宮殿）の位置決定**という難波宮造都の一連の流れが明らかになる

七  
初  
年  
七  
申  
年  
十一月  
二十九日

# 天武5年（676）の「新城」計画も難波複都計画

『伊予三嶋縁起』が示す「常色2年戊申（648）」に伊勢王が瀬戸内海を巡行し、番匠制度を作った

天武11年（682）の天子の新城行幸が34年前のものなら「648年（常色2年戊申）に伊勢王が難波宮造営のため行幸する」ことになるが、愛媛県大三島町大山祇神社に伝わる『伊予三嶋縁起』中に、「住吉神」が「常色2年」に日本国巡礼の途上、越智国に立ち寄り、玉輿に「越智の姓」を与えたこと、また、「番匠」制度が作られたことが記されている。「番匠」とは「番上の工匠の意。古代、交代で都に上り、木工（もく）寮で労務に服した木工（広辞苑）」だ。「孝徳時代」とあるから、難波宮造営のため「番匠制度」が作られたことは疑えない。姓を与えることができるのは天子以外にないが、孝徳が越智国に行幸した形跡はない。「住吉神」とあるのは当然「住吉神に潤色された天子」のことで伊勢王にあたる。

◆『伊予三嶋縁起』（愛媛県越智郡大三島町大山祇神社諸伝）三七代孝徳天王位。番匠初。常色二戊申日本国御巡禮給。当国下向之時。玉輿船御乗在之。同海上住吉御対面在之。同越智性給之。（修験道資料集Ⅱ昭和五十九年）

天武5年（676）の実現しなかった「新城造営」は命長3年（642）の「宮室造営計画」

◆皇極元年（642）命長3年9月辛未（19日）に、天皇、大臣に詔して曰はく、「是の月に起（おこ）して十二月より以来（このかた）を限りて、宮室を営（つく）らむと欲ふ。国々に殿屋材（とのき）を取らしむべし。然も東は遠江を限り、西は安芸を限りて、宮造る丁（よほる）を発せ」とのたまふ。

岩波注釈は「宮室」は飛鳥板蓋宮のこととするが、9月に着工を指令し、人夫を集め、木材を遠隔地から運搬し12月に完成する計画は到底不可能。着工が12月までという意味としても、板蓋宮には翌皇極2年（643）に移るとしているから、完成は無理で、板蓋宮の造営詔ではない。→34年後が、「新城」に都を造ろうとして造れなかったとある天武5年（676）にあたる。九州王朝は六世紀末の蘇我・物部戦争により守屋の領地（\*家があったと記す）難波を支配下におさめ、四天王寺などを建立した。難波の経営には当然統治機関が必要。その難波の新拠点が「新城」で、利歌彌多弗利は命長3年（642）に都城を造り「都」（天子の居所）と計画したが実現できなかった。これを実現したのが利歌彌多弗利の王子で、次代の天子「伊勢王」だったことになる。

# 先行条坊・運河は「天武紀の宮」は藤原宮・京ではないことを示す

## 宮殿直下の「運河」と木簡

藤原宮の宮殿の中軸付近の地層を縦断して穿たれていた、幅6m～10m、深さ2mの運河（SD1901A）から、天武11年～13年の干支入り木簡が出土していることなども「天武朝藤原京造営着手」を裏付けるものとされている。

## 運河・先行条坊は藤原京以前の施設群のためのもの

藤原京だけには「先行条坊」と呼ばれる道路・側溝群と「運河」が存在するが、宮の造営時にすべて埋め立てられている。**埋め立てるために条坊を造るとは考えられず、藤原京以前の開発の痕跡**と考えるべき。

\*「藤原宮内先行条坊の謎」（奈良文化財研究所）藤原宮の下層でも建物や塀が建てられ、宮外と同じように坪内が利用されていた時期がある。

木簡は「宮の真下」の「運河」から発見されている。運河は宮の建築資材の運搬用とされるところ、「運河を穿った真上に宮室之地を定める」、逆に「宮室予定地に宮室建設用資材の運搬用運河を穿つ」のは地盤の整備や建築作業上も不都合であり不自然。また宮建設時の土砂で埋め立てられており、これでは「建設用運河」の役割を果たせない。従って、運河は「先行条坊と同様の藤原宮着工以前に存在した施設」で、**「藤原宮以前に存在した施設のために掘られていた溝」を、藤原宮造営に際し「埋め立て」て宮を造ったというのが自然。**そこから出土した木簡が「藤原宮造営」と直接関係する木簡であるとは言えない。つまり木簡の年代によって「藤原宮の造営が着手された証拠」とはならず、**文献の「難波複都詔」が尊重されるべき。**

近年、藤原宮の下層から工事用とは考えられない大規模な建物遺構が発見され、運河と藤原宮造営を直結させる誤を示している。**「藤原宮の下層は藤原宮ではない、天武紀の宮は藤原宮・京ではない」と考えるべきだろう。**



**「都・新城」は難波宮・京、「新益京・藤原」は藤原宮・京、先行条坊・「運河」は別**

